

# 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 郷右近 浩

- 1 日時  
平成26年3月4日（火曜日）  
午前10時2分開会、午後2時21分散会  
（うち休憩 午後0時5分～午後1時2分）
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、五日市王委員、  
及川幸子委員、高橋但馬委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員  
大宮惇幸委員
- 5 事務局職員  
清川担当書記、今担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者
  - (1) 県土整備部  
佐藤県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、蓮見道路都市担当技監、  
及川河川港湾担当技監、佐藤県土整備企画室企画課長、  
桐野建設技術振興課総括課長、加藤道路建設課総括課長、細川道路環境課総括課長、  
八重樫河川課総括課長、志田河川課河川開発課長、加藤砂防災害課総括課長、  
横山都市計画課総括課長、田村都市計画課まちづくり課長、  
伊藤下水環境課総括課長、澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、  
伊藤建築住宅課営繕課長、藤本港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
  - (2) 企業局  
佐々木企業局長、畠山次長兼経営総務室長、丹野技師長、  
細川経営総務室経営企画課長、中屋敷業務課総括課長、榎業務課電気課長
- 7 一般傍聴者  
1人
- 8 会議に付した事件
  - (1) 県土整備部関係審査  
(議案)
    - ア 議案第103号 平成25年度岩手県一般会計補正予算（第5号）
    - イ 議案第110号 平成25年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

- ウ 議案第113号 平成25年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- エ 議案第114号 平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）
- オ 議案第124号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第130号 一般国道340号（仮称）小峠トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第131号 一般国道106号宮古西道路（仮称）松山トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第132号 主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第133号 須崎川筋須崎川水門土木工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第134号 大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第135号 大船渡港野々田地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第136号 大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第137号 災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築（建築）（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第146号 閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第147号 高浜地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第148号 金浜地区海岸災害復旧（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第149号 金浜地区海岸災害復旧（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第150号 赤前地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- テ 議案第151号 神林地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ト 議案第152号 田代川筋川向地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ナ 議案第153号 盛川筋塩場地区川口橋災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

- ニ 議案第154号 盛川筋塩場地区河川災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ヌ 議案第155号 大野地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ネ 議案第156号 鶉住居川筋鶉住居地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ノ 議案第157号 小白浜地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ハ 議案第158号 大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ヒ 議案第159号 大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- フ 議案第160号 大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ヘ 議案第161号 大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ホ 議案第162号 大船渡港茶屋前地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- マ 議案第163号 釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係審査

(議案)

- ア 議案第116号 平成25年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）
- イ 議案第117号 平成25年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

9 議事の内容

○郷右近浩委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

大宮惇幸委員は所用のため、欠席とのことでありますので、御了承願います。

この際、先般の人事異動により、新たに就任された方を御紹介いたします。

佐藤県土整備部長から新任の方を御紹介願います。

○佐藤県土整備部長 2月21日付で発令されました桐野敬建設技術振興課総括課長、あわせて技術企画指導課長事務取扱でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○郷右近浩委員長 よろしくお願ひいたします。

以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第103号平成25年度岩手県一般

会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費及び第11款災害復旧費、第6項土木施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第8款土木費及び第11款災害復旧費、第6項土木施設災害復旧費並びに第3条第3表債務負担行為補正中1追加中3から14まで、及び2変更中9から12まで、議案第110号平成25年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、議案第113号平成25年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第114号平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）並びに議案第124号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上5件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原副部長兼県土整備企画室長 それでは、初めに議案第103号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、県土整備部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その4）の7ページをお開き願います。当部関係の補正予算ですが、事業費の確定に伴う所要の整理、それから国の補正予算への対応に伴うものでございまして、まず7ページにおきましては6款農林水産業費、3項農地費のうち1,676万円の減額、それから8ページをお開きいただきまして、8款土木費は8億2,621万8,000円の増額でございます。なお、この土木費の中に国の補正予算への対応分116億1,570万6,000円の増額を含んでございます。

それから、9ページにまいりまして、11款災害復旧費、6項土木施設災害復旧費は114億6,666万1,000円の減額でございまして、これらの補正予算額の合計は106億5,720万3,000円の減額となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事業を中心に御説明申し上げますので、御了承を願います。予算に関する説明書の147ページをお開き願います。6款農林水産業費、3項農地費、2目土地改良費のうち当部関係のものは、説明欄の下段、県土整備部と記載している箇所でございます。小規模農業集落排水推進事業費補助の減額などでございます。

それから、少し飛びまして165ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は国庫補助事業の額の確定に伴う国庫支出金の返還金などの償還金の増額などでございます。

次は、166ページでございます。2目建設業指導監督費、3目建築指導費及び4目空港費はそれぞれ事業費の確定に伴う所要の整理でございます。

次に、168ページでございます。2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費は、所要額の確定に伴う整理、それから2目道路橋りょう維持費は今年度の降雪状況を踏まえた除雪費の増額などでございます。

169ページにまいりまして、3目道路橋りょう新設改良費は、国の補正予算に対応した

地域連携道路整備事業費の増額などがございます。

次は、171 ページでございます。3 項河川海岸費、1 目河川総務費は建設事業費の確定等に伴う事務費の減額などがございます。

172 ページにまいりまして、2 目河川改良費は国の補正予算に対応した基幹河川改修事業費の増額など、それから3 目の砂防費及び4 目海岸保全費も同様に国の補正予算への対応に伴う増額などがございます。

173 ページにまいりまして、5 目水防費及び6 目河川総合開発費は事業費の確定に伴う所要の整理でございます。

次は、175 ページでございます。4 項港湾費、1 目港湾管理費は事業費の確定に伴う所要の整理、それから2 目港湾建設費は国の補正予算に対応した港湾高潮対策事業費の増額などがございます。

177 ページをお開き願います。5 項都市計画費、1 目都市計画総務費は事業費の確定に伴う所要の整理でございます。

178 ページにまいりまして、2 目街路事業費は事業費の確定等に伴う緊急地方道路整備事業費の減額など、それから3 目下水道事業費も同様に浄化槽設置整備事業費補助の減額などがございます。

次は179 ページでございます。6 項住宅費、1 目住宅管理費は事業費の確定等に伴う生活再建住宅支援事業費補助の減額など、2 目住宅建設費も同様に災害公営住宅整備事業費の減額などがございます。

少し飛びまして、214 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、6 項土木施設災害復旧費、1 目河川等災害復旧費、それから215 ページにまいりまして、2 目港湾災害復旧費及び3 目都市災害復旧費ですが、東日本大震災津波や今年の7 月から9 月の豪雨等災害に対するための災害復旧事業費でございますが、それぞれ事業費の確定等に伴いまして減額しようとするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、先ほどのお手元の議案（その4）にお戻りいただきたいと思っております。議案（その4）の16 ページをお開き願います。16 ページの当部関係の事業でございますが、表の下のほうの8 款土木費の496 億6,476 万8,000 円と、それから23 ページにまいりまして、11 款災害復旧費、6 項土木施設災害復旧費の250 億8,661 万2,000 円の、合わせて747 億5,138 万円となるものでございます。これにつきましては、東日本大震災津波にかかる復旧・復興事業や国の補正予算に対応した事業が主な内容でございますが、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費として追加しようとするものでございます。

次に、24 ページをお開き願います。債務負担行為の補正のうち、当部関係の事業でございますが、1 追加の3 の空港管理運営から14 の港湾改修事業までの12 事業、それから25 ページにまいりまして2 の変更の9 地域連携道路整備事業から次の26 ページ、12 の災害公営住宅整備事業までの4 事業について、それぞれの工期が翌年度以降にわたることから

期間及び限度額を設定または変更しようとするものでございます。

次に、当部所管の特別会計3件について御説明を申し上げます。少し飛びまして、48ページをお開き願います。48ページは、議案第110号平成25年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）でございます。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130万6,000円としようとするものでございます。

49ページにまいりまして、歳入の内訳ですが、1款財産収入、1項財産運用収入は土地開発基金の利子の確定に伴う減額であり、50ページをお開きいただきまして、歳出の1款管理事務費、1項管理事務費は土地開発基金に係る管理事務費の確定等に伴う減額でございます。

次は、57ページをお開き願います。議案第113号平成25年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億679万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,170万9,000円としようとするものでございます。第2条は繰越明許費を定めようとするものでございます。

58ページをお開き願います。歳入の主なものでございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金は流域下水道事業に係る受益市町からの負担金の確定に伴う増額、3款国庫支出金、1項国庫補助金は国庫補助金の確定に伴う減額、それから5款繰越金、1項繰越金は平成24年度決算の確定に伴う繰越金収入の減額でございます。

59ページの歳出でございますが、1款流域下水道事業費、1項流域下水道管理費及び2項流域下水道建設費はそれぞれ管理費及び建設事業費の確定に伴う減額でありまして、2款公債費、1項公債費は、流域下水道建設事業に係る地方債の償還金の確定に伴う減額でございます。

次に、60ページでございますが、第2表の繰越明許費でございます。これは、流域下水道事業について、翌年度に繰り越ししようとするため、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、61ページでございます。議案第114号平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,202万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,033万6,000円としようとするものでございます。第2条は、繰越明許費を追加しようとするものでございます。

62ページをお開き願います。歳入の主なものでございますが、4款繰越金、1項繰越金は平成24年度決算の確定に伴う繰越金収入の増額、それから1つ戻りますが、3款繰入金、1項一般会計繰入金は繰越金収入が増額となったことなどから、一般会計からの繰入金を減額しようとするものでございます。

63ページにまいりまして、歳出でございますが、1款事業費、1項港湾施設整備費は繰

越金収入の増額等に伴い、一般会計への繰出金等を増額しようとするものでございまして、2款公債費、1項公債費は港湾整備事業に係る地方債の償還金の確定に伴う減額でございます。

64 ページでございますが、第2表繰越明許費補正でございます。これは、港湾整備事業について翌年度に繰り越ししようとするため、繰越明許費を追加しようとするものでございます。

次に、建設事業等に要する経費の負担議案1件について御説明申し上げます。少し飛びますが、80 ページをお開き願います。議案第124号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてでございます。これは、平成25年3月26日に議会の議決をいただきまして、流域下水道事業に要する経費の額の変更に伴いまして、北上市と受益市町の負担金の額を変更しようとするものでございます。

以上で議案第103号、第110号、第113号、第114号及び第124号の5件について説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝子委員 それでは、減額補正についてお聞きしたいと思っております。

災害公営住宅整備事業費並びに河川災害復旧費の減額であります。これは、事業確定に伴っての減額ということでありまして、これに対してもう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○佐藤企画課長 減額の理由のお尋ねでございます。まず、災害公営住宅の関係でございますけれども、これは補正前173億円ほど計上しておりましたが、今回の2月補正で53億円ほどの減額ということでございます。減額理由といたしましては、用地確保の難航とか、資機材とか、作業員の確保に時間を要したことによりまして、工期の延伸が生じたために、今年度の支出予定額のところまで出来高の分を減額するというものでございます。

それから、河川等災害復旧事業でございますが、こちらも補正前368億円ほど計上してございましたが、93億円ほどの減額ということでございます。こちらも入札不調とか、それから資機材、作業員の確保等に時間を要したことによりまして、年度の出来高見込額が減少したことに伴います減額補正ということでございます。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。結局は、この災害公営住宅、本当は一番被災地において進めなければならない事業なわけですね。その中で、ネックとなっているのが今回の一般質問でもいろいろ話題になりました用地取得の関係なのだろうなと思っております。これをいち早く進めなければどうにもならないというわけですが、結局は、こうやって来年度にこれを繰り越していくわけですね。それから、この河川のほうも、例えば入札不調というような話も出てきましたけれども、この件に関してどういう対策をとられておられるのか、用地の関係はこの県土整備部だけの問題ではないのら

うと思うのです。結局はその辺のところを県庁内でどのような連携をとられているのかも  
お聞きいたします。

○菅原副部長兼県土整備企画室長 用地取得に関しましては、復興事業全般にかかわる問  
題でございます。特に県土整備部、それから農林水産部等において海岸保全施設等を整備  
する際、あるいは災害公営住宅を整備する際に新たな用地の取得が必要となるというこ  
とで、県としましてはあらかじめ当該用地についての権利者の意向を調査しまして、これか  
らどういったような課題等があるかということ把握していろいろと検討を進めてきたと  
ころでございます。そういう意味で、県土整備部、それから農林水産部、それから復興局  
等、関係部局でいろいろと連携を図りながら、想定される課題については情報共有しまし  
て、いろいろと対策を検討して進めてきたところでございますが、ただこれにつきまして  
は用地交渉が基本となりますことから、それに相当の労力と時間がかかるということで、  
我々の努力ではなかなかない部分がございますので、復興局を通じていろいろと国  
へ働きかけながら、そういう努力をしつつ、私どもとしてもマンパワーの確保であります  
とか、あるいはいろいろな補償コンサルタントへの外部委託、それから権利調整に伴いま  
して弁護士等の協力も必要になりますので、そういったところへの専門家の協力をしてい  
ただくというようなさまざまな努力をしていきたいと思っております。

○工藤勝子委員 例えば平成 26 年度も用地買収がうまく進まなければ、またさらにこれ  
を繰り越していくのではないのでしょうか、また減額するというような形をとるのか、それ  
とも事業確定が少しずつでも進めば、予算というのは国から来た災害復旧費なのだろうな  
と思っておりますけれども、それがどこまで延長していけるものなのかということ  
をちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、この河川等災害復旧費のほうの関係も、これは去年の大雨に対する河川災害  
の復旧のほうでしょうか、それともこれは東日本大震災津波からの河川のほうの改修関係  
なののでしょうか、それも教えていただきたいと思っております。

○八重樫河川課総括課長 ただいまの河川等災害復旧事業費の減額についてございま  
すが、こちらは主に、昨年大雨洪水等の災害復旧、3回の大雨だけではなくていろいろ  
な大雨や波浪、そういった全ての異常気象による災害で被害を受けた公共土木施設、これ  
らの復旧になります。基本的には被災から3年以内に復旧を完了するという制度でありま  
すが、大体は被災初年度に8割程度の予算が措置されるということでかなり厚く措置され  
ますので、実際、初年度にその8割を全部消化できるというような状況はかなり難しいと  
ころも出てきております。主にそういった状況になっております。

○佐藤県土整備部長 今、八重樫河川課総括課長から答弁がありましたけれども、災害復  
旧の減額補正の主なものは、津波に対しては海岸関係のものが多いということでありま  
す。なぜそうなっているかという理由につきましては、今、工藤委員から御指摘ありまし  
ょうに当初想定したように発注ができなかったというような実情がございます。そうい  
うことで一部減額補正あるいは繰り越し等を行っているという状況でございます。



用地の問題あるいは入札不調の問題さまざまありますけれども、入札不調の対応としましては、これまで入札制度そのものをいろいろ緩和しています。復興JVにしたり、地域要件を緩和したり、あるいは技術者要件を緩和するというような方向で取り組んでおります。実勢価格と県の積算する価格が合わないということの御指摘いただいております。それに対しては、資格については実績で計上させていただく、あるいは宿泊所の建設費用が必要であれば工事費で計上させていただく、さらには単価が割と短期間に上がっていく、数カ月単位で上がっていく、入札手続で数カ月かかりますので、最初に積算したときと契約時点で単価が変わってしまっているというようなものについては、契約した時点で最新の単価に入れかえる。その後、さらに単価が上昇していれば、よくスライド条項と言われるのですけれども、物価上昇分について設計変更するというような対応等をさせていただきながら進めているということでございます。

○工藤勝子委員 それでは、入札不調という話が出できましたので、平成 25 年度はどれぐらいが県の事業の中で入札不調になったのか、その辺のところをお願いいたします。

○桐野建設技術振興課総括課長 平成 25 年度分につきましては、2 月分はまだ集計できていませんので、1 月分まででいいますと知事部局発注の工事 1,154 件のうち 252 件、22% という今の状況になっています。

○工藤勝子委員 やっぱり 22%もあるということは、これは改善していかないとどうにもならないのではないかと思いますのです。そうすると沿岸の業者だけではなくて、大手も入っていますけれども、結局内陸の人たちにもう少し応援してもらい、そういう体制をとらなければならぬのではないかと思いますのです。そういう対策はとられているのでしょうか。例えば内陸の業者さん、遠野でもいいですけれども、意外に遠野はまだ近いのです。近いのですけれども、交通費からいろんな部分を考えると非常に厳しい部分があると言われていたわけです。そうすると、さらにまた内陸のほうに、例えば奥州、北上、一関の業者さんたちが沿岸のほうに行くということになると朝早い、帰りが遅い、そういう通勤のガソリンも高い、そういう部分において、なかなか宿舍の確保も難しいという中で厳しいのではないかと思いますのです。だから、どういう対策をとろうとしているのかなど。先ほど佐藤県土整備部長から説明があったようにいろいろな部分で緩和していることはあるのでしょうかけれども、それ以外に作業員の確保にもいろいろ苦慮されている部分があると思うのですが、そしてまた資材の高騰という部分もあるでしょうし、その辺のところの平成 26 年度に向けて県土整備部としてどういうふうにしたらいいと思っているのかお聞きして、この部分は終わりたいと思います。

○桐野建設技術振興課総括課長 先ほど佐藤県土整備部長からも御説明しましたように、積算上、いろいろな費用を見ております。特に内陸からとか、あるいは県外から労働者も確保しなければならないということで、被災地外からの労働者確保に要する費用としましては宿泊費ですとか、交通費の実績を設計変更するという方法ですとか、あとは沿岸のうちの一部ではそもそも宿泊施設がないというものについては、一定規模の工事について

は宿泊施設の建設費用自体を計上するというのもやっています、今9月議会で議決いただいた工事3件では今宿舎の建設も準備を進めておりますし、また建設の意向のある二つの工事で12月議会案件からの二つの工事で今受発注者で協議しているところでございます。

あと採算がとれないというのが一番意見として聞くのですけれども、これについては積算基準を持っている国に要望してきて、まず労務単価については例年4月1日に改定しているのですが、それを今年度については2月1日に、しかも被災地については全国平均より若干高い単価で改定しております。あと、そういう積み上げてちょっとずつふやしても、被災地とはほかのところと比べていろんなものの効率が落ちているので、諸経費全体をある程度思い切って上げてほしいという要望をずっとしており、なかなか答えられなかったのですが、この2月から、いわゆる復興係数と言っています係数を掛けて、共通仮設費は1.5倍、現場管理費は1.2倍という割り増しを被災3県については適用していますので、労務単価の上昇と合わせて1割ぐらい従来よりは上がるということで、積算関係についてはいろいろな要望とか、そういうものがおおむね被災地については認められたのかなと考えております。

○佐々木茂光委員 私からも同様な意見になろうかと思っておりますけれども、繰り越しがこれだけ700億円を超える額があるということは、新年度も同じぐらいの工事が、それ以上の工事が急ぎで発注されるかと思うのですが、どこまでも繰り越し、繰り越しでいくということは、どこかでそれをしっかり形にしていかないとますますその繰り越しの分がふえていく、今の状況ではですね。そういったところをしっかりとどこかで切らないとわからないのではないかなというふうに思うのですが、いろいろ今工藤委員のほうからもあったとおり、県土整備部がかかわる仕事の中で、一番何がネックになっているのでしょうか。

○佐藤県土整備部長 これ一つということではなかなか申し上げられないと思うのですが、やはり大きな問題は工事の量が非常に多い、それに対して受けていただく側がかなり能力的に目いっぱいの状態にはなっているということでスピードを上げるということがなかなか厳しい状況にある、人あるいは資材、機材等が我々がやろうとしているようなスピードに十分そろっているわけではないというのが一つあります。

あともう一つは、やはり用地問題です。これから本格的に用地交渉して、用地買収をして工事をやっていくということですが、私どもの事業は基本的には土地収用法による収用ができる事業が大半でありますので、この部分についてはモデル事業ということで一定の迅速化が図られておりますので、そういうものを活用していくというふうなことがこれからかなりふやしていかざるを得ないというふうなことで考えております。

それから、もう一度申し上げますと、円滑な工事がなかなか困難であるというふうなことで、今後用地取得がスムーズにいかない場合に、さらにそれが懸念される。結局はこの二つだというふうに考えております。

○佐々木茂光委員 建設関係の人が当然足りないというのは、今始まったことではもちろ

んないのですけれども、短期間でそれだけの技術屋を養成するということは大変だと思うのです。そう考えると、やっぱり直近の周辺の自治体のほうからその関係する業界の方々  
に広く声をかけていくべきかなと思うのです。そういったことも恐らくされているかと思う  
のですけれども、私も実際に被災地の中で、思うように仕事が進んでないというの  
を見ると、今東京オリンピックだ、何だかんだという話なのか、多くのゼネコンの方々が  
この沿岸被災地に張りついている中で、徐々にそういった動きが大なり小なりちょっと耳  
に挟むこともあつたりしますと、ますます被災地の復興がどんどん、どんどんスピードが  
上がっていくというよりも、そういった面で速度が落ちていくのではないかというふうな  
気がするのです。やっぱりこれは恐らく岩手県だけではない、隣の宮城県も同じような状  
況もあつたり、いろいろあろうかと思えますけれども、その辺は被災地としての国に対す  
る大きな働きかけというのですか、その辺を強くしていかないと、限られた業界の人間だ  
けで今こなしている状態なので、その辺はもっと強く動き出す必要があるのではないかな  
というふうに思うのです。その辺いかがでしょうか。

○佐藤県土整備部長 建設業界の全体的な不足感、これにつきましては我々県内業者さん  
だけでなく県外からも入ってきていただいて、あるいは技術者要件を緩和して、直前に  
会社に入っていた方も技術者として仕事を受けていただくというようなやり方、こ  
の辺については国に要望させていただいてきた結果、かなり緩和してここまで進んできて  
いるということで、一定の改善はなされているのだろうというふうに思っています。入札  
不調は二十数%というのは非常に高いのですけれども、その多くの工事が実は随意契約に  
より受けていただいているというふうな状況もあります。ですから、全く手いっぱい、  
新しい工事が絶対できない状況になっているかという点必ずしもそういうわけではなくて、  
うまく技術者がちょうど空きができれば、その業者さんの手持ちが比較的余裕がある  
とか、そういう情報も我々意見交換の場を通じてもらいながら、我々自身ももっとも努力  
していく必要があるのだろうというふうに思っております。そういうことを進めていく中  
で、やはり国の制度を変えていただかないとうまく進まないというようなこともこれか  
ら出てくるのだと思いますが、そういう部分については引き続き国にお願いをしていく  
ということもあわせながら、我々自身も一生懸命いろいろな手立てを考えて尽くしていく  
ということがこれから非常に重要な局面なのだろうというふうに思っております。

○城内愛彦委員 住宅管理費というところも聞いていいのかな、説明書の資料では 179 ペ  
ージなのですが、災害復興住宅融資利子補給とか、生活再建住宅支援事業補助とい  
うのがありますが、不用額が結構な額ですけれども、どれぐらいの事業ボリュームを  
めどに予算立てをして、何件ぐらい応募というか、エントリーがあつて、実際にどれぐ  
らいの件数分を余してしまったのか、その辺の説明を詳しくお伺いいたします。

○澤村建築住宅課総括課長 生活再建住宅支援事業費の関係で利子補給と、新築と、改修  
と3種類ございますけれども、新築につきましては当初バリアフリーをした場合の加算に  
ついて、当初 501 件を見込んでおりましたが、今回補正でふやしまして 913 件、それから

県産材活用につきましては、当初 488 戸を予定しておりましたが、これが 370 件の見込みということで補正させていただきました。

それから、耐震改修につきましては平成 25 年度当初 162 戸をめどに予算措置しておりますが、これが 39 戸、それからバリアフリー改修が 675 戸を想定していたのが 598 戸、県産材事業が 224 戸だったものが 116 戸というような数字になってございます。

利子補給につきましては、当初 266 戸を想定しておりましたけれども、114 戸、これが新築部分でございます。

補修につきましては 154 戸が 178 戸、それから既往債務につきましては、当初 304 戸想定していたものが 125 戸という数字になってございます。

**○城内愛彦委員** 多分土地がなくて、あるいは再建をする方々が家を建てられないという状況があると思うのですが、ぜひこういうメニューがあるのだということをもうちよっと周知をして自立再建に向けた方向に導くべきだと思っています。大工さんたちも今足らなくて大変な状況ではありますけれども、今後、災害公営住宅ができて空きが見込まれるよりは、いろんな補助メニューというのを皆さんお持ちですから、そういったものをもう少し丁寧に PR していかないとなかなか被災をした方々が最後の一步で踏み切れないという状況があるようでありますので、業界団体、大工さんたちの組合にもですし、そういういろんなツールを通じて PR して行ってほしいと思います。なるべく余さないで、うまく誘導できるような仕組みをつくって行ってほしいと思います。ぜひその辺は前向きに検討してほしいのですが、どうでしょうか。

**○澤村建築住宅課総括課長** 予算につきましては、昨年度、年度途中で不足しそうだということがあって年度途中の補正をしまして、大変ご迷惑をおかけしたものですから、確実に配分できる予算を確保するという観点で平成 25 年度は準備しまして、ある程度下がるといいですか、補正で落とすような形になったということでございます。

それから、PR につきましては、岩手県地域型復興住宅推進協議会等と大工さん等を通じまして、一緒に相談会を今年度約 40 回開催しておりますが、その中で各種の補助制度等も直接被災者の方に御説明しております。相談にも応じておるといような形で進めております。これは来年度も引き続ききめ細かな相談会をやるということにしてございます。

以上です。

**○城内愛彦委員** 相談員の方々からお話をする機会がありまして、被災をした方で、まだまだ知らない方がいるということです。その情報がまだまだ届いていないということで、多分、手持ちのお金の問題とか、土地の問題とか、いろんな条件があっているいろいろな意味でいま一步が踏み切れない部分はあるのだと思うのです。たまたま相談に行ったらそのようなものもあったのという話をされたのです。そういう人がまだまだいるということが耳に入りましたので、ぜひ周知徹底してやっていかないといけないのではないかと思います。予算はたくさんこっちのほうに回したほうが良いと思っています。ぜひそういう方向で検討をお願いします。

○郷右近浩委員長 意見でよろしいでしょうか。

○城内愛彦委員 はい。

○五日市王委員 いわて花巻空港利用促進事業に関連して一つお伺いしたいのですが、先般2月3日に岩手県議会商工観光政策研究会ということで名古屋のほうにお邪魔をいたしまして、FDAに乗って名古屋まで行って、内山副社長さんからいろいろお話を聞いてまいりました。航空会社の方からお話を聞くというのは初めての機会でした。そこで課題としてお聞きした部分なのですが、以前、花巻空港の運用時間が現在8時から19時半ということになっているようでございまして、周りの地方空港を見ますとほとんどが7時から21時半だとか22時だとかということになっており、花巻が8時から19時半と、運用時間が短いのですけれども、これは何か理由があるのかどうか教えていただけますか。

○木嶋空港課総括課長 花巻空港の運用時間についてでございますが、花巻空港は内陸の空港でございます。実際国の空港に関する騒音規制のほうの影響も受けているところでございまして、やはり騒音の影響が大きいということと、あとはやはり運用時間が長くなりますとその管理コストもかかります。そのような要因で、今のような8時から19時半というような運用時間帯になっているのではないかと考えております。

○五日市王委員 わかりました。いずれ内山副社長さん曰く、周りの空港は22時ぐらいまでやっていますよね。そうすると、例えば青森に向かって、青森に21時半ぐらいに着くやつが何かの理由でおりられなくなったと、そういった場合、では近くの花巻にということがもうその時間だとできないということですよ。そういう事情があるので、これは何とか延長というか、せめてほかの空港と同じように22時ぐらいまであけてもらえないのだろうかというようなお話でした。それに関しては、県の判断でできるのだと思うけれども、何か検討されたとか、その辺の検討状況というか認識をお伺いしたいと思います。

○木嶋空港課総括課長 おっしゃるように、航空会社からも花巻空港の運用時間が長くなればそれなりにいいダイヤが組めるというような話も伺っております。ただ、一方で、先ほど申し上げましたように騒音の関係、また行政のコスト、これは県だけではなくて航空管制といったところも影響いたします。あと空港ビルの人員体制といった問題も一方でございます。やはりこれらの課題につきまして、課題を洗いざらいした上で、この運用時間の延長の可能性について勉強していきたいと考えております。

○五日市王委員 そういういろいろな理由があるのは理解できるわけでございますけれども、やはり花巻空港の利用促進あるいは今度は台湾に、我々議会でも行ってきますし、そういったこともいろいろあるわけですので、そういった中でほかの県もそこを乗り越えて、そういう形でやっているわけですから、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○木嶋空港課総括課長 やはり我々も利用促進の観点、また航空会社も、現に運航している航空会社の要望とまでは言っていないのですけれども、事務的な話というのは我々も十分承知しております。運用時間につきましても、その可能性について、我々が運用時間を延

ばすことにつきましてもいろいろと課題がございます。その課題に向き合った上で、運用時間の延長の可能性などにつきましても我々も検討していきたいと考えております。

○五日市王委員 お願いします。

○小野寺好委員 補正予算の除雪のことでちょっとわからないのですが、3点聞きたいと思います。

ことしの冬、途中に暖かい日があって例年より除雪費がかからないのではないかと思っていたら、この2月の段階で10億円を超える補正予算が出てきて、その後またちょっと豪雪とかあったのですが、ことしは除雪費というのは例年と比べて感じとしては少なく済んだのではないかなと思うのですが、実際は多くかかっているのでしょうかというのがまず一つ。

二つ目が、いわゆる南岸低気圧が発達して大雪をもたらしたというやつなのですけれども、あのときに各地でいろいろ除雪費が足りないということでお手当があったのですが、岩手県は西和賀だけだったでしょうか。宮古だって大変だったのだと、岩泉の安家だって孤立したのだよみたいな、いっぱい要求したのだけれども、西和賀しかお手当がなかったのでしょうかというのが二つ目です。

三つ目が、県管理の道路以外で、例えば国道とか高速道路ですね、横の釜石秋田線とか、そういった幹線道路で全く閉鎖してしまったという日数は延べ日数でどのくらいあったのかなと。今の流通はもうストックしておくのではなくて、ジャストオンタイムで動いていますので、特に食べ物なんか道路がストップしてしまったら本当に大変なことになってしまうので、その辺ことしはどうだったのか、その三つお伺いします。

○細川道路環境課総括課長 今年度の除雪費でございます。今補正のほうの予算で、補正後で38億円ほどの予算をお願いしているところであります。この額につきましては、昨年度は実績として36億8,000万円、平成23年度で33億2,000万円ぐらいでございます。なお、平成20年度とか17年度、18、19年度は大体二十四、五億円で推移しておりましたが、ここ3年ほどは30億円を超えるような状況でございます。

それから、今年度の約38億1,000万円という額につきましては、今回の雪は西和賀、北上地方、それから今回の大雪で県北、沿岸、この辺に大変多うございました。一方で、内陸のほうは5カ年平年並みの降雪でございます。そういうこともあって、内陸のほうでは若干去年よりは少ないかなという感じはあろうかと思いますが、西和賀とか今回の久慈、岩泉等では過去、ここ近年では最大の降雪になっていると、そういうボリューム感を今持っているところでございます。

あともう一点、ふえたという中で、やはり労務単価の上昇というのがございまして、ちょっとざっくり大体1割ぐらいは労務費関係かなというふうな感じであります。

それから、二つ目でございますが、西和賀のことではございますが、これは2月25日に総務省から発表になりましたが、特別交付税の3月の交付金の繰り上げということでございます。これが本県では西和賀町のみでございまして1億5,800万円配分、前倒しされたと

いうこととございます。あとこのほかの市町村についてはということとございますが、特別交付税ということですので、2月の中ごろにそういった需要に対する調査があったやに聞いておりますので、今後の配分の中に加味してほしいなという期待を持っているところとございます。

それから、3点目の国、高速の通行どめでございます。正確な日数は今手持ちにはないのですが、高速道路、八戸道は1日、2日はとまっていたように記憶をしております。横断道につきましては結構渋滞、走りづらかったという話を聞いておりますが、通行どめには至らなかったと。あと国道45号につきましては、若干トラックがとまったりしてなかなか進まなかったということがあちらこちらあったように聞いております。具体的にどの程度通行どめという措置をとったのかどうかについては、ちょっと今把握しかねていますが、いずれ実態としては国道45号は、結構なところで、雪でなかなか通行しづらかったということは言えるかと思えます。

○小野寺好委員 確認で、もう一回除雪費で補正が出てくるということになるのですか。

○細川道路環境課総括課長 今集計しているところとございますが、3月の降雪のこともございますが、今の予測、平年並みに推移すれば、何とか今の38億円の中でおさまるのではないかというふうに考えております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第130号一般国道340号（仮称）小峠トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤道路建設課総括課長 御説明申し上げます。議案（その5）の14ページをお開き願います。

議案第130号一般国道340号（仮称）小峠トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

一般国道340号（仮称）小峠トンネル築造工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開き願います。

では、説明を続けます。工事名は一般国道340号（仮称）小峠トンネル築造工事。工事場所は宮古市小国地内でございます。契約金額は20億4,279万8,400円で、請負率は88.88%、請負者は株式会社奥村組・株式会社大本組・高德建設株式会社特定共同企業体でございます。

本工事は、県の復興支援道路に位置づけられています一般国道340号の整備を行うものであり、トンネル920メートルのほか前後の道路改良を実施する工事であります。工期は710日間で、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、2ページに入札結果説明書、3ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第131号一般国道106号宮古西道路（仮称）松山トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤道路建設課総括課長 議案（その5）の15ページをお開き願います。

議案第131号一般国道106号宮古西道路（仮称）松山トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

一般国道106号宮古西道路（仮称）松山トンネル築造工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の4ページをお開き願います。工事名は一般国道106号宮古西道路（仮称）松山トンネル築造工事。工事場所は宮古市松山地内でございます。契約金額は8億4,564



万円で、請負率は 89.57%、請負者は村本建設株式会社・熊谷建設株式会社特定共同企業体でございます。

本工事は、県の復興道路に位置づけられています宮古盛岡横断道路、宮古西道路の整備を行うものであり、トンネル73メートルのほか前後の道路改良を実施する工事であります。

工期は362日間で、平成25年度から平成26年度までの2カ年の債務負担行為で行うものでございます。

なお、5ページに入札結果説明書、6ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第132号主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤道路建設課総括課長 議案（その5）の16ページをお開き願います。

議案第132号主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の7ページをお開き願います。工事名は主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事。工事場所は大船渡市三陸町綾里地内でございます。契約金額は12億3,262万5,600円で、請負率は88.96%、請負者は株式会社銭高組・豊島建設株式会社特定共同企業体でございます。

本工事は、復興関連道路に位置づけています主要地方道大船渡綾里三陸線の整備を行うものであり、トンネル工840メートルを実施する工事であります。

工期は563日間で、平成25年度から平成27年度までの3カ年の債務負担行為で行うもの

でございます。

なお、8ページに入札結果説明書、9ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第133号須崎川筋須崎川水門土木工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その5）の17ページをお開き願います。

議案第133号須崎川筋須崎川水門土木工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

須崎川筋須崎川水門土木工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の10ページをお開き願います。工事名は二級河川須崎川筋須崎川水門土木工事。工事場所は、大船渡市大船渡町地内でございます。契約金額は8億1,473万5,800円で、請負率は97.94%、請負者はりんかい日産建設株式会社・村本建設株式会社・株式会社菊池組特定共同企業体でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した須崎川において、水門を整備するための本体土木工事を行うものであり、水門土木工39.2メートルなどの施設を整備する工事であります。

工期は平成29年3月15日までで、平成25年度から平成28年度までの4年間の債務負担行為で行うものでございます。

本工事は、議案第159号の大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧工事と合併入札を行った工事であります。

なお、11ページから12ページに入札結果説明書、13ページに入札調書を添付しており

ますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 何で今さらと言われるようなことなのですかけれども、入札方式で施工体制確認型ということですかけれども、さっきの議案第 130 号もそうなのですかけれども、よそのを見ると全部 15 点で何の変わりもないので、どういう意味合いがほかと違ってあるのかなど、ちょっとその辺ご説明いただければなと思います。

○藤本港湾課総括課長 施工体制確認型、WTOにかかる 19.4 億円以上の工事の施工ということで全てこの形をとっております。それ以外のものは一般の総合評価入札という形で入札を行っております。

○加藤道路建設課総括課長 議案第 130 号も同じ 15 点ということで並んでいるわけなのですかけれども、これにつきましては当初入札時点で調査基準価格を上回ったものについては 15 点ということで、そのまましておりますけれども、基準価格を下回ったものについては施工体制を確認させていただくということで確認の結果、満点の 15 点という場合もありますでしょうし、確認の結果、施工体制が不十分だということで点数が減ることがございますけれども、今回入札で一番低かった方については、調査基準価格を上回っておりますので、そのまま 15 点ということにして、ほかのものについては特段の調査をしていないというようなことでございます。

○小野寺好委員 ほかを見るとやっぱり全部 15 点で、こういったところに応募してくるのは全部満点ですよということですか、実際。

○加藤道路建設課総括課長 調査基準価格を上回ったものについてはそのように理解して手続が進んでおります。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 済みません、私からも、本来であれば自席に戻って質問すべきでありますけれども、案件が多いので、確認だけさせていただきたいと思っております。今回のほか 1 工事といったような形での入札の場合ですけれども、この場合にこちらのほうの入札調書の部分につきましては 8 億 1,400 万円というふうな金額になっておりますけれども、ほか 1 工事ということで一つのまとまった工事として発注を出しているといったような形の中で、それぞれが金額が別々で入札を行っていくという形になっているというやり方というものの考え方についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○藤本港湾課総括課長 実を申しますと、工事は前年に入札をして応札者がいないということで不調になったということもありまして、発注規模を拡大して、応札者を求めたいという考えにより、この場合は近傍の工事があるということで、予算的には別なものですがけれども、一緒に合併をして入札にかけよう。ただ、契約についてはそれぞれの予算のこ

ととかありますので、それは別契約という形でやらせていただくというものでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 134 号大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その 5）の 18 ページをお開き願います。

議案第 134 号大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 14 ページをお開き願います。工事名は大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事。工事場所は、大船渡市赤崎町地内でございます。契約金額は 12 億 9,600 万円で、請負率は 88.26%、請負者は新潟県の株式会社本間組でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した大船渡港永浜地区において、防潮堤の新設を行うものであり、防潮堤 221 メートルなどの施設を新設する工事であります。

工期は 593 日間で、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、15 ページに入札結果説明書、16 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第135号大船渡港野々田地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の19ページをお開き願います。

議案第135号大船渡港野々田地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大船渡港野々田地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の17ページをお開き願います。工事名は大船渡港野々田地区海岸防潮堤ほか工事。工事場所は大船渡市大船渡町地内でございます。契約金額は11億9,448万円で、請負率は90.10%、請負者は東京都のりんかい日産建設株式会社でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した大船渡港野々田地区において、防潮堤の新設及び水門、笹崎川護岸の復旧を行う工事であります。

工期は平成28年3月15日までで、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、18ページに入札結果説明書、19ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 前のほうの須崎川筋ですか、これもりんかい日産建設株式会社なのですか、りんかい日産建設株式会社は、具体的にやることになるのでしょうか、位置的には近いのですよね。それで、工事的には大丈夫なのか、確認をお願いいたします。

○八重樫河川課総括課長 担当している技術者は、これはまた異なる方がおやりになりますので、あとは心配がないというふうに考えております。会社の能力自体については、このクラスの工事でも大丈夫だというふうに考えてございます。

○及川幸子委員 内容を見ますと、技術評価は決して高くないと思うのですが、価格でぐっと点数が上がったと思うのですが、大丈夫ですか、この点について。

○八重樫河川課総括課長 結果的には総合点数での評価ということになっておりますので、ルールにのっとって会社に契約をお願いすることになっております。技術評価の高低はありますが、特に点数が低い、総体的に低くても能力的には問題はないものと考えております。

○及川幸子委員 私は違うと思うのですよ。技術が低いということには、これからの工事も目を向けなければだめだと思うのです。ですから、価格でよかったからというのではなくて、またお残りになる部局かもしれませんが、ぜひぜひ目を凝らして見ていくような方法をとっていただきたいと思うのですが、佐藤県土整備部長いかがですか。

○佐藤県土整備部長 基本的には技術も大事ですし、価格も大事です。そういう制度でこの入札制度を整えております。我々としては、技術力が高いほうが安心感があるというのはそのとおりでございます。ただ、一方でこの評価は、工事ができるできないを評価しているものではなくて、あくまでも総体的な比較をして、要するに同じ価格であればより技術力が高いところに受注していただくというふうな制度の趣旨でございます。価格ではなくて、評価が低い、技術的な評価が低いところがとったがためにできばえが心配だというふうなことについては、私どもはそういう懸念は持っておりません。もともとそういう技術施工ができる、そういう入札条件の前提としてそういう方々に入ってきていただいているので、その中で比較的いい、比較的よくないというふうな入札の手段といたしますか、そういう評価で、できるできないという評価ではないということであります。それはそれとして、現場のほうではしっかり物ができるように我々見ながら、監督しながらやっていきます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第136号大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の20ページをお開き願います。

議案第136号大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めるこ

とについて御説明申し上げます。

大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の20ページをお開き願います。工事名は大船渡港山口地区海岸防潮堤工事。工事場所は大船渡市赤崎町地内でございます。契約金額は10億6,488万円で、請負率は90.04%、請負者は花巻市の株式会社山下組でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した大船渡港山口地区において、防潮堤809.3メートルのほか陸閘2基などの施設を新設する工事であります。

工期は560日間で、平成25年度から平成27年度までの3カ年の債務負担行為で行うものでございます。

なお、21ページに入札結果説明書、22ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 前の工事もそうかもしれませんが、施工実績を付さないということは、これ陸地につくるので、そういう経験が必要ないという理解でよろしいでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 前の工事もそうですが、高橋委員のおっしゃるとおり、海中工事ではない工事でございます。海中工事のときの条件とはまた違うのですが、一般の土木工事として取り扱っております。入札不調対策ということの一環ですけれども、技術者要件等については、張りつけようとしている技術者の工事の経験等が余り細かく規定しますと能力があってもなかなか会社のほうでは人を張りつけることが難しくなっている状況ということもありまして、これは緩和施策ということで、いろいろな対応を、こういうふうな条件を緩和するような対応をさせていただいております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 137 号災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築（建築）（第 3 工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤営繕課長 議案（その 5）の 21 ページをお開き願います。

議案第 137 号災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築（建築）（第 3 工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築 3 工区（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 23 ページをお開き願います。工事名は災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築 3 工区（建築）工事。工事場所は陸前高田市中田町地内でございます。契約金額は 5 億 9,940 万円で、請負率は 99.98%、請負者は洋野町の株式会社プライム下館工務店でございます。

本工事は、東日本大震災津波により住宅を失った被災者の住宅の安定を図るため、応急的な住宅整備を行うもので、災害公営住宅 30 戸、鉄筋コンクリート造 8 階建ての共同住宅を新設するほか、屋外設備及び駐車場整備などの外構工事を行うものであります。また、附属施設の集会所を住棟内に組み込んで整備するとともに 1 階部分に店舗等の生活関連施設の入居が可能な計画となっております。建設後は、市営住宅として陸前高田市の管理となります。

工期は 510 日間で、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 カ年の債務負担行為で行うものでございます。

24 ページ、配置図を添付しております。斜線のある住棟部分 C 棟が今回の整備されます建物の位置となっております。

なお、25 ページに入札結果説明書、26 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 確認ですけれども、第 1 期工事でやった A 棟と今回の工事 30 戸と、A 棟は 56 戸なのですけれども、単価的に戸数の割には結構近くなったという事情なのですけれども、工法的にも同じようなのですが、何か資材の高騰とかいろいろな意味もわかるのですが、大きな違いというのはどこにあるのかお伺いしたいと思います。

○伊藤営繕課長 まず工事内容ですけれども、A 棟のほうは建物本体のみの工事内容となっております。土地の造成、それから外構工事等につきましては、2 工区で発注した工事の中に含まれているところがございます。なお、今回発注の 3 工区につきましてはこの敷地、先ほど御説明しました工事概要でございますとおり、本体建物のほかに外構工事等も含まれているという状況でございます。



それから、工事単価につきましても発注時期に関連しまして、標準建設費等が上限が上がったりしておりましたので、単価的にも若干工事費の方は上がっているような状況ですけども、そもそもはもとの工事内容が変わっておりますので、一概に単価が高いというような状況ではありません。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第146号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災課総括課長 議案（その5）のページを飛びまして、30ページをお開き願います。

議案第146号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の27ページをお開き願います。工事名は二級河川閉伊川筋藤原地区河川災害復旧（23災662号）水門土木工事。工事場所は宮古市藤原地内でございます。契約金額は70億3,652万4,000円で、請負率は89.79%、請負者は鹿島建設株式会社・大坂建設株式会社・三陸土建株式会社特定共同企業体でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した閉伊川において、津波対策施設として水門の新設を行うものであり、水門1基164.4メートルのほか防潮堤工233メートルなどの施設を新設する工事であります。

工期は平成30年3月15日までで、平成25年度から平成29年度までの5年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、28ページに入札結果説明書、30ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 入札結果説明書のほうの入札参加申請者数で6者、入札参加資格を満たした者6者とあるのですけれども、入札調書を見ると無効で、資格が不適格と書いてあるのですが、これはどういうことでしょうか。

○加藤砂防災課総括課長 6者につきましては、札入れまでは6者行っているということでございまして、1者につきましても入札後の書類提出がなかったということで失格、不適格というふうになったと聞いております。

○高橋但馬委員 応札はしたのですか。

○加藤砂防災課総括課長 応札には入っているということでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第147号高浜地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災課総括課長 議案（その5）の31ページをお開き願います。

議案第147号高浜地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

高浜地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の31ページをお開き願います。工事名は高浜地区海岸災害復旧（23災597号）その2工事。工事場所は宮古市高浜地内でございます。契約金額は17億3,664万円で、請負率は93.05%、請負者は東京都の五洋建設株式会社でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した高浜地区の防潮堤の災害復旧を行うものであり、防潮堤463.7メートルのほか、樋門2基などの施設を復旧するものであります。

工期は平成28年3月15日までで、平成25年度から平成27年度までの3カ年の債務負

担行為で行うものでございます。

なお、32 ページに入札結果説明書、33 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 148 号金浜地区海岸災害復旧（第 1 工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第 149 号金浜地区海岸災害復旧（第 2 工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上 2 件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災課総括課長 議案（その 5）の 32 ページ、33 ページをお開き願います。

議案第 148 号金浜地区海岸災害復旧（第 1 工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、議案第 149 号金浜地区海岸災害復旧（第 2 工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

金浜地区海岸災害復旧（第 1 工区）工事及び（第 2 工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料 34 ページをお開き願います。工事名は金浜地区海岸災害復旧（23 災 585 号）工事。工事場所は宮古市金浜地内でございます。契約金額は 13 億 4,568 万円で、請負率は 92.99%、請負者は新潟県の株式会社本間組でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した金浜地区において防潮堤の災害復旧を行うものであり、防潮堤 309.8 メートルのほか、樋門 1 基などの施設を復旧する工事でありませぬ。

工期は 806 日間で、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、35 ページに入札結果説明書、36 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案説明資料 37 ページをお開き願います。工事名は金浜地区海岸災害復旧(23 災 585 号) その 2 工事。工事場所は宮古市金浜地内でございます。契約金額は 16 億 7,400 万円で、請負率は 93.82%、請負者は東京都の大豊建設株式会社でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した金浜地区において防潮堤の災害復旧を行うものであり、防潮堤 538.7 メートルのほか、樋門 1 基などの施設を復旧する工事であります。

工期は 875 日間で、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、38 ページに入札結果説明書、39 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 説明の中で、資料を見て質問をしたいと思いますが、今回の入札に関してではなくて、総合発注するだろうという緑の部分です。この工事がなぜ後まったのかという件 1 点と、あとこの緑の部分は多分大きく傷んだところだと思うのですが、それに対する強度の面も含めて対応を考えて、今後おくれたのかどうかということの確認をしたいと思います。

○加藤砂防災害課総括課長 資料の 34 ページの平面図でございますけれども、ここに今回の発注から除いておりますグリーンの緑色の部分でございますが、この箇所につきましては用地解決に至っていないということで、今回の発注からはまずは除くものでございます。ただ、先ほどお話しになりました中間部の 200 メートル区間、この区間につきましては宮古土木センターのほうから、先日用地解決したというお話がありまして、事務所発注になりますけれども、今度発注手続を今進めるところでございます。

あともう一カ所、左端のほうですが、168.4 メートル区間、ここの区間につきましては、共有地がございます、ここはなかなか用地取得が通常取得だと難しいということで、土地収用に向けて手続を進めているという箇所でございます。

○城内愛彦委員 既存の防潮堤があつて、それに新たに積み増しするので、その土地をまた買わなければならないということなのでしょうか。

○加藤砂防災害課総括課長 基本的に平面図の上のほうに防潮堤の断面図ございますけれども、この白抜きで少し高台の盛り土部分がありますが、これが既存の防潮堤でございます。今回新たに設置しますのはこの赤い部分で、さらにこれは 1.9 メートルほどかさ上げた形で、途中からつくってということで用地幅がかなり広く必要になるということで、その用地取得が気になっているというものでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 150 号赤前地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災課総括課長 議案（その 5）の 34 ページをお開き願います。

議案第 150 号赤前地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

赤前地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 40 ページをお開き願います。工事名は赤前地先海岸災害復旧（23 災 456 号）その 2 工事。工事場所は宮古市赤前地内でございます。請負金額は 12 億 8,628 万円で、請負率は 90.96%、請負者は東京都の東洋建設株式会社でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した宮古市赤前地内において海岸防潮堤の復旧を行うものであり、防潮堤 450.0 メートルを復旧する工事であります。

工期は 728 日間で、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、41 ページに入札結果説明書、42 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 151 号神林地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災害課総括課長 議案（その 5）の 35 ページをお開き願います。

議案第 151 号神林地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

神林地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 43 ページをお開き願います。工事名は神林地先海岸災害復旧（23 災 627 号）その 2 工事。工事場所は宮古市神林地内でございます。契約金額は 8 億 1,918 万円で、請負率は 89.93%、請負者は九戸郡洋野町の株式会社プライム下館工務店でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した神林地先海岸地内において海岸防潮堤の復旧を行うものであり、防潮堤 346.5 メートルのほか樋門 1 基などの施設を復旧する工事があります。

工期は 652 日間で、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、44 ページに入札結果説明書、45 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 152 号田代川筋川向地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災課総括課長 議案（その5）の36ページをお開き願います。

議案第152号田代川筋川向地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

田代川筋川向地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の46ページをお開き願います。工事名は二級河川田代川筋川向地区河川災害復旧（23災661号）水門設備工事。工事場所は宮古市田老地内でございます。契約金額は7億4,196万円で、請負率は86.65%、請負者は北日本機械・豊国工業復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した田代川の津波対策水門設備の製作・据付工事及び電気工事を行うもので、水門3門のほか連絡橋製作・据付3基などの施設を復旧する工事であります。

工期は平成29年3月15日までで平成25年度から平成28年度までの4年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、47ページに入札結果説明書、48ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第153号盛川筋塩場地区川口橋災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第154号盛川筋塩場地区河川災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の37ページをお開き願います。

議案第153号盛川筋塩場地区川口橋災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

二級河川盛川筋塩場地区河川災害復旧（23 災 635 号）川口橋下部工工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 49 ページをお開き願います。工事名は二級河川盛川筋塩場地区河川災害復旧（23 災 635 号）川口橋下部工工事。工事場所は、大船渡市赤崎町地内でございます。当初契約金額は 8 億 3,002 万 5,000 円で、変更契約金額は 11 億 1,643 万 3,440 円で、約 34.5% の増額となります。請負者は株式会社佐藤組でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した盛川河川堤防のかさ上げに伴い架けかえを行う大船渡市道川口橋の下部工を施工するものであり、平成 25 年 3 月 6 日に議決をいただいておりますが、災害査定後の詳細な土質調査の結果、想定よりも地盤条件が悪かったことから橋梁下部工形状の見直し、基礎杭本数の増、築堤部の地盤改良が必要となったため、2 割以上の増額となるものです。

なお、50 ページ、51 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

工期は平成 27 年 7 月 26 日までであり、変更はありません。

次に、議案（その 5）の 38 ページをお開き願います。議案第 154 号盛川筋塩場地区河川災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

二級河川盛川筋塩場地区河川災害復旧（23 災 635 号）左岸 2 工区工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 52 ページをお開き願います。工事名は二級河川盛川筋塩場地区河川災害復旧（23 災 635 号）左岸 2 工区工事。工事場所は、大船渡市赤崎町地内でございます。当初契約金額は 5 億 7,120 万円で、変更契約金額は 7 億 9,626 万 3,360 円で、約 39.4% の増額となります。請負者は株式会社小原建設でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した盛川堤防のかさ上げを行うものであり、平成 25 年 3 月 6 日に議決をいただいておりますが、生コンクリートの不足により堤防の被覆をプレキャストブロックに変更したこと、当初の想定より地盤条件が悪く、矢板長を見直したこと、また近接する橋梁工事と施工計画を調整したことなどから 2 割以上の増額となるものでございます。

工期は平成 27 年 2 月 18 日までであり、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝子委員 議案第 154 号について、変更についてお伺いしたいと思います。

まず、議決したわけですが、その後変更になったというようなことで、結局生コンクリートが不足しているから、三つの条件があるわけですが、結局コンクリートの被覆をプレキャストブロックのほうに変更したと。私はよくわからないのですけれども、



結局1枚にできたものにつくったものを当てると。それによって、例えばこの三つの条件で、まず変更、契約した後にいろんな形の中で一番の問題は、コンクリートがどこでも足りないと思うのですね。それなのになぜこの工事だけはこういう形の工事に変更しなければならなくなったのか、ここの部分の生コンクリートとプレキャストブロックにした部分の違い、金額の違い、ここの部分はどうなっているのかお聞きします。

○八重樫河川課総括課長 生コンクリートをコンクリートプレキャストブロックに変更したことにつきましては、説明資料52ページの4番の表の中にございますが、工事費の増額としては一番増額の割合を占めておりまして、2億5,000万円ほどということになります。

生コンクリートというのは、工事場所から時間としておよそ90分以内の生コンクリート運搬車で運んできて、工事場所で直接それを打設するというような工法になりますが、大船渡管内もそうですが、宮古管内以南の沿岸部では、どちらの区域でも生コンクリートは不足している状況であります。それで、防潮堤に関しましては、当初の契約上は災害査定を生コンクリートを打設するという条件で査定をいただいておりますので、発注時はそれに従って生コンクリートを施工するというような内容での発注になっております。しかし、その後状況等により、請負業者との協議、それから周辺状況を勘案して、これは生コンクリートでは工事が進まないということでコンクリート既設ブロック、これは実は内陸のほうの生コンクリートをブロックとして形づくって、それを沿岸部に運搬して設置しているというふうな工法でございまして、沿岸部の生コンクリートの需要はほかの工事に回すことができるというようなメリットがございまして、ただ、運搬費とブロックを製作する価格が生コンクリートよりもやや高価になるということで変更増額となるものでございまして、

○工藤勝子委員 その内容はわかりましたし、そのために工事費も高くなったわけですが、最初からコンクリートが足りないから、こういう方式でもいいですよというような応札をかけたならば、業者さんはもっと出てきたという可能性もあるのではないですか。だから、その応札に不公平性が出てこないのかということ。どこも生コンクリートが足りないと言っている中で、なぜここの防潮堤、ここの部分だけがこういう形でいいという結果にしたのか、そのぐらいここの場所は緊急性があるものなのか、そういうところをお聞かせいただきたいと思っております。

○八重樫河川課総括課長 まず、防潮堤の生コンクリート工法をブロック工法に変更することについては、当該盛川塩場地区だけではありません。今、県内沿岸部でおよそ被覆コンクリートの全体の面積は90万平方メートル程度と考えておりますが、そのうち主に宮古管内以南の防潮堤工事においては生コンクリートが不足するというので、ロードマップでお示ししている工期で完成させるためにコンクリートブロックに切りかえる方針でございまして、大体そのうちの90万のうちの50万平方メートル程度はコンクリートブロックに置きかえて施工しようと考えております。

それから、発注時の生コンクリートの条件につきましては、標準設計断面という施工条

件を明示しておりまして、それには詳細設計あるいは生コンクリート等の需要によって工法は変更協議をするということは明示しておりますので、そこは承知の上で応札いただいているものと考えております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員 済みません、私からもちよっと若干今の部分でお聞かせいただきたいと思えます。

そもそもコンクリートブロックに置きかえたときに強度は間に合うというか、どのような考え方になるのかという部分と、やはりこうした形で途中での変更という部分ですけれども、当初からわかっていた、可能性としてはわかっていたような、こうした変更について、やはり先ほど工藤勝子委員のほうから出たように不公平感はないのかといったような部分について、なかなか災害査定の部分とあわせて非常に難しい判断だったと思うのですけれども、そうした部分について、それを入札してくださる業者の方々には大体こうしたことの理解ができていたのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 このコンクリートブロックへの変更に関しましては、まず工法の変更を、災害復旧事業費を所管している国土交通省のほうにも了解を得なければなりません。それは発災査定以降、こういう生コンクリートの需給状況が厳しいのでということで交渉をしております、それは認めていただいたということで、最初からコンクリートブロックでの発注はなかなか難しかったということがあります。

それから、実際に業者の方々の方々の考え方につきましては、実は生コンクリートよりもこのコンクリートブロックのほうが非常に施工しやすい、工期も早くなるということで望まれる方のほうが多いです。ただ、その場合は設計価格については業者持ちではなくて、ちゃんと発注者側での設計上考慮していただければということで、そういった意見は何っております。

それから、強度につきましてはですが、これについては国の国土技術総合研究所のほうでの実験等も行いまして、強度については現場打ちのものと遜色なく機能できるというふうなことで資料はいただいております。

○郷右近浩委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

まだ議案審査の途中でありますけれども、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○郷右近浩委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第155号大野地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の39ページをお開き願います。

議案第155号大野地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大野地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の53ページをお開き願います。工事名は大野地区海岸災害復旧（23災593号）工事。工事場所は陸前高田市広田町地内で、説明資料の施工位置図に示しているとおりでございます。契約金額は15億9,624万円で、請負率は96.96%、請負者は大船渡市の株式会社佐賀組でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した大野地区において防潮堤577.6メートルのほか附帯道路工530.5メートル、離岸堤工3基などの施設を復旧する工事でございます。

工期は平成28年3月15日までで、平成25年度から平成27年度までの3カ年の債務負担行為で行うものでございます。

なお、54ページに入札結果説明書、55ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 156 号鶴住居川筋鶴住居地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その 5）の 40 ページをお開き願います。

議案第 156 号鶴住居川筋鶴住居地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

二級河川鶴住居川筋鶴住居地区河川災害復旧（23 災 647 号）水門土木工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 56 ページをお開き願います。工事名は二級河川鶴住居川筋鶴住居地区河川災害復旧（23 災 647 号）水門土木工事。工事場所は釜石市鶴住居町地内でございます。契約金額は 61 億 9,763 万 2,380 円で、請負率は 90.00%、請負者は前田建設株式会社・あおみ建設株式会社・株式会社小田島組特定共同企業体でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した鶴住居川地区において水門 1 基を復旧する工事であります。

工期は平成 31 年 3 月 15 日までで、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、57 ページに入札結果説明書、58 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 157 号小白浜地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の41ページをお開き願います。

議案第157号小白浜地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

小白浜地区海岸災害復旧（23災594号）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の59ページをお開き願います。工事名は小白浜地区海岸災害復旧（23災594号）工事。工事場所は釜石市唐丹町地先でございます。契約金額は32億7,547万7,892円で、請負率は89.99%、請負者は三井住友建設株式会社・株式会社本間組・梨子建設株式会社特定共同企業体でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した小白浜地区において防潮堤525.9メートルほか水門1基などの施設を復旧する工事であります。

工期は平成29年3月15日までで、平成25年度から平成28年度までの4年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、60ページに入札結果説明書、61ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第158号大・川筋大・地区ほか水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の42ページをお開き願います。

議案第158号大・川筋大・地区ほか水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

二級河川大・川筋大・の1地区ほか河川災害復旧（23災617号及び622号）水門土木工事

の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の62ページをお開き願います。工事名は二級河川大・川筋大・の1地区ほか河川災害復旧(23災617号及び622号)水門土木工事。工事場所は上閉伊郡大・町大・及び小・地内でございます。契約金額は138億9,845万6,928円で、請負率は90.00%、請負者は株式会社安藤ハザマ・株式会社植木組・伊藤組土建株式会社・南建設株式会社特定共同企業体でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した大・川及び小・川において水門2基などの施設を復旧する工事であります。

工期は平成31年3月15日までで、平成25年度から平成30年度までの6年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、64ページから65ページに入札結果説明書、66ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第159号大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案(その5)の43ページをお開き願います。

議案第159号大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の67ページをお開き願います。工事名は大船渡港永浜地区ほか海岸災害復

旧（防潮堤ほか）工事。工事場所は大船渡市大船渡町及び赤崎町地内でございます。契約金額は32億1,366万4,200円で、請負率は97.94%、請負者はりんかい日産建設株式会社・村本建設株式会社・株式会社菊池組特定共同企業体でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した大船渡港永浜地区ほか2地区において防潮堤等の復旧を行うものであり、防潮堤1,344メートルのほか陸閘及び水門7基などの施設を復旧する工事であります。

工期は平成28年3月15日までで、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

本工事は、議案第133号の須崎川筋須崎川水門土木工事と合併入札を行った工事であります。

なお、68ページから69ページに入札結果説明書、70ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第160号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その5）の44ページをお開き願います。

議案第160号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の71ページをお開き願います。工事名は大船渡港清水地区海岸災害復旧（防潮堤ほか）工事。工事場所は大船渡市赤崎町地内でございます。契約金額は14億4,720万円で、請負率は91.80%、請負者は東京都のりんかい日産建設株式会社でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した大船渡港清水地区において防潮堤等の復旧を行うものであり、防潮堤 829 メートルのほか陸閘 118 メートルなどの施設を復旧する工事であります。

工期は 722 日間で、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、72 ページに入札結果説明書、73 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 今回の落札者のりんかい日産建設株式会社なのですが、大船渡港の工事を大分りんかい日産建設株式会社がとっているようでありますけれども、資材調達あるいは人員等の確保というのはちゃんとされるのでしょうか、確認のためお伺いします。

○藤本港湾課総括課長 りんかい日産建設株式会社でございますけれども、ゼネコンということで、一応会社の状況を調べましたけれども、創立は 1926 年、大正 15 年ということで、資本金は 10 億円余り、それから従業員も 470 名程度ということです。また、経営事項審査結果にかかる総合評価値は、1,200 点以上なのですけれども、1,441 点ということで、会社の規模も大きく、建材受注済みの大船渡港港湾災害復旧工事においても労働者や船舶、資材の確保に関して問題は生じていないということですので、心配はないものと考えております。

説明資料の中で 1 カ所訂正をお願いしたいことがございます。10 ページのですね……

○及川幸子委員 今 70 ページだよ。

○藤本港湾課総括課長 前に戻って申しわけございません。議案第 133 号須崎川筋須崎川水門土木工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての資料の下のところに合併工事の工事別請負額算出表がございますが、これ設計額と書いてありますけれども、右側のほうは設計額ではなくて契約額の誤りでございますので、訂正いただきたいと思えます。大変申しわけありませんでした。

あわせて今御説明した 67 ページの議案第 159 号も同じく両方設計額となっておりますが、右側のほうが契約額でございます。あわせて訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

○郷右近浩委員長 委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 161 号大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第 1 工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その 5）の 45 ページをお開き願います。

議案第 161 号大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第 1 工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第 1 工区）工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 74 ページをお開き願います。工事名は大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（23 災 124 号及び 149 号）工事。工事場所は大船渡市大船渡町地内でございます。当初契約金額は 10 億 3,740 万円で、変更契約金額は 13 億 961 万 1,840 円で、約 26.2%の増額となります。請負者はりんかい日産建設株式会社・新光建設株式会社特定共同企業体でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した大船渡港茶屋前地区において、岸壁の復旧を行うものであり、平成 24 年 12 月 12 日に議決をいただいておりますが、災害査定後の詳細な土質調査や既存の杭の調査の結果、かさ上げ工法の見直しが必要となり、2 割以上 2 億 7,221 万 1,840 円の増額となるものです。工期は、当初平成 26 年 3 月 13 日までから平成 27 年 2 月 13 日までに変更となります。

なお、75 ページ及び 76 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 162 号大船渡港茶屋前地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その 5）の 46 ページをお開き願います。

議案第 162 号大船渡港茶屋前地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大船渡港茶屋前地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 77 ページをお開き願います。工事名は大船渡港茶屋前地区海岸災害復旧陸閘設備ほか工事。工事場所は大船渡市大船渡町地内でございます。契約金額は 6 億 6,636 万円で、請負率は 87.07%、請負者は盛岡市の北日本機械株式会社でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した大船渡港茶屋前地区において陸閘及び水門の復旧を行うものであり、水門機械設備 2 門、陸閘機械設備 4 基、電気設備 1 式を設置する工事であります。

工期は平成 28 年 3 月 15 日までで、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、78 ページに入札結果説明書、79 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 163 号釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その5）の47ページをお開き願います。

議案第163号釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の80ページをお開き願います。工事名は釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧（23災144号ほか）陸閘設備ほか工事。工事場所は釜石市港町地内でございます。契約金額は6億8,385万6,000円で、請負率は85.37%、請負者は株式会社中央コーポレーション・株式会社丸島アクアシステム復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した釜石港須賀地区及び大平地区において陸閘及び水門の復旧を行うものであり、須賀地区陸閘10基、須賀地区水門1門、大平地区陸閘1基、大平地区樋門2基、陸閘機側操作設備工11基を設置する工事であります。

工期は700日間で、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、81ページに入札結果説明書、82ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 この水門に関しては、遠隔操作で操作できる施設でしょうか。

○藤本港湾課総括課長 はい。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から平成26年2月15日から16日にかけての大雪に対する除雪の実施状況等について発言を求められておりますので、これを許します。

○細川道路環境課総括課長 平成 26 年 2 月 15 日から 16 日にかけての大雪に対する除雪の実施状況等について、お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

初めに、1、積雪の状況ですが、発達した低気圧により県北部を中心に大雪となり、盛岡地方气象台によると岩泉で 77 センチメートル、久慈で 70 センチメートルの積雪を観測し、2 月として最大となったものでございます。

2、全面通行止めの状況ですが、視界不良や雪崩、倒木などの原因により 17 路線、21 カ所で全面通行止めとなりました。通行止め箇所は一覧のとおりでございます。

3、除雪機械の稼働状況ですが、2 月 15 日から 16 日にかけての初期除雪は 802 台の除雪機械が稼働し、沿岸、県北では昼夜を問わずの作業となりました。

2 ページをお開き願います。4、岩泉町内の道路除雪支援でございますが、岩泉町内の県管理道路及び岩泉町道が通行不能となり、町内一部の集落が孤立状態となったことから、県有除雪機械による町道除雪支援と他の広域振興局による県道連携除雪を実施しました。町道除雪支援については、町道年々線ほか 2 路線を岩泉土木センターが町にかわり除雪を行いました。県道連携除雪については、孤立集落に通じる県道の除雪を盛岡広域振興局土木部及び岩手土木センターが支援しております。

5、土木センター間の連携除雪ですが、岩泉土木センター管内以外にも国道 106 号などの宮古土木センターの管理道路を盛岡広域振興局土木部が応援除雪を実施しております。

最後に、6、除雪費ですが、補正後で 38 億 1,388 万 4,000 円を計上しております。

3 ページには通行規制箇所図、4 ページには岩泉町管理道除雪支援位置図を添付しております。

以上で御報告を終わります。よろしく願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐々木茂光委員 この際ということで、私からは津付ダムの件について触れたいと思います。

昨年の 8 月に中止という方向を打ち出して、今は大規模事業評価専門委員会がそれぞれ開催をされているようですが、要は現地の方々にどのような説明を現段階でされているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○志田河川開発課長 現地の方々に対しましては、先月の 2 月 12 日、13 日の 2 日間にかけて説明を行ったところでございます。

内容といたしましては、当面 30 分の 1 の河川改修につきましては 10 年でやっていきたいというお話、それから最終的には、最終目標であります 70 分の 1 まで引き続き河川改修によって努めていきたいというようなこととお話ししてまいったところでございます。

○佐々木茂光委員 そもそも 30 分の 1、70 分の 1 という見方を変えた形で河川改修に入ろうということなのですが、そもそも中止の方針を打ち出された本家本元の考え方というのはどこにあったのでしょうか。

○志田河川開発課長 中止に至った経緯でございますが、平成 22 年の前回のダム検証まではダム事業継続ということで決定しておったところでございます。その後、東日本大震災津波が起きまして、事業継続というのは一旦保留としていたものでございます。東日本大震災津波の影響を考慮いたしまして、治水計画の見直しをいたしました。要因といたしましては、河口部が橋や家屋が流失したということで、河川改修の工法が以前は河道掘削をやるということにしておりましたが、橋梁の架けかえも復興事業で行う、それから周りの家屋も流失されたということで、河道掘削ではなく築堤方式で河川改修ができるというふうに変ったものでございます。その費用を比較したところ、ダムプラス河川改修よりも河川改修のほうが有利になるということで河川改修で行いたいということとしたものでございます。

○佐々木茂光委員 河口部の下流流域が震災の影響で状況が変わったということがその原因の中にあろうかと思いますが、その上流部の住田町においては何ら変わるものがなかったのではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょう。

○志田河川開発課長 御指摘のとおり、住田町につきましては震災の影響というものは何らございません。住田町内に関しましては、全く変わるものではございません。ただ、ダムの効果というのは上流から下流までずっと効果があるものでございます。気仙川全体を考えた場合に河川改修のほうが有利になるということでございます。

○佐々木茂光委員 私が言わんとするのは、気仙川流域で治水対策というものを捉えたときに、上流があつて下流があるということを考えると、その河川全体の中でのものを捉えたときには上流域の住田町の置かれている状況、それから下流域の陸前高田市の状況が変わったということで見直しをかけたということになりますけれども、上流域そのものの置かれている状況というのは何ら変わるものがなかったというふうに捉えるのですけれども、そういうふうには思わないのですか。

○志田河川開発課長 繰り返しになりますが、確かに上流域の地域そのものは全く変わってございませんが、気仙川全体で考えた場合に一切変わってないということにはならないわけございまして、変わったところがあることも事実でございます。変わったところを考慮しまして、再検討したものでございまして、トータルで考えたということでございます。

○佐々木茂光委員 そもそもダムは陸前高田市が当初利水参加ということでダムに加わっていたというふうに聞いておりますけれども、その後平成 12 年、15 年あたりにたしか利水から今度は治水のほうに事業が変わったということがあつて、そちらのほうで陸前高田市が参加をした。その時点では、まだダムありきでそれぞれ事業が進んでいたわけでありまして、いま一つそのダムから河川改修に見直す方向に行くということに対しての、当然地元としてもその辺は理解できないかと思うのですが、今までもダム事業に関してはいろいろと紆余曲折があつて、当初ダム事業をやる、やらないから地元の方々の、用地の問題から事業に対する理解の問題からいろいろあつたやに聞いておりますけれども、

今そういった形で地元の人たちに対してその説明が分かってもらえますか、どうですか、その辺。

○志田河川開発課長 前は事業継続という説明をしてまいりました。今回事業が実施できないというような説明をするというところで、非常に心苦しいといえますか、そういう思いは大変大きいものでございます。ただ、ダム事業そのものは先ほど申し上げましたように状況が一変したというところで、どうしてもダム事業そのものは、事業そのものが成り立たない。河川改修でないと治水対策はできないということもまた事実でございます。であれば、やはり浸水被害の発生しているところでございますので、治水対策をする上で、手法は変わるものですが、治水対策はやる必要があるだろうというふうに思っておりますので、同じ治水対策で、手法は変わりますけれども、治水対策はしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○佐々木茂光委員 やり方は違って当然治水対策というふうな、たどり着くところは恐らく同じだと思うのですけれども、その中で、要は変わったというのは費用対効果ではないのですけれども、その辺の被害面積なり、被害事業というか、そういうのを考えたときにダムなし、河川改修に変えざるを得ないということなののでしょうか。

○志田河川開発課長 先ほど申し上げましたように、河川改修でやる費用とダムプラス河川改修でやる費用との比較した場合に、河川改修のほうが安くなったということ及び、先ほど佐々木委員が言われましたように費用対効果、その点で事業費が、それだけの費用をかけることができないというのも、それもまた現実でございます。そういうことから河川改修でやらざるを得ないというものでございます。

○佐々木茂光委員 人の命というのはそんなに簡単なものではないと私は思うのです。今言う状況の中で、要は被害面積がそのように陸前高田市のほうが大きくなってしまったということだけで経済なり、その効果というものもいろいろ比較するとやっぱり河川改修のほうがいいのですよというのは、このところまで来て、それは私は通用するものではないというふうに思います。それまでも地元の住田町の方々におかれてはずっとその思いの中で40年近い年月を過ごしてきているわけですね。去年の8月も含めて大きな洪水なり、集中豪雨でまさにそういったものがみんな身近に、さらに危機感というものを強く感じている状況に置かれている中で、ダム事業をやめますよという話はないでしょうというふうに私は強く思うところなのです。説明をしてわかってもらうということよりも、私から思うと既にそれありきで、もう図面もつくったりしているということからして、これまでの地元の人たちのそれなりの事業に対する取り組みについては、何らどこにもそういった評価がされていないということは、やっぱりこれは行政に対するいろいろな、最終的には地元の人たちがみんな負うわけですね、いろんな被害ももちろんそうだし、そういった今まで取り組んできたことがいろいろな面でまるっきり評価されない形をとってしまうということについても、取り残された人たちはそういう思いのほうが非常に強いと思うのです。その辺の方々に対する数値だけの説明ではないのです。私たちが今こういうふうに、やっぱり

ダムを何とかつくってほしいというのは、そういった思いの中にいろいろ積み重ね上げたものがあるかと思いますが、あえて地元の方々にそれを説明するにはどのような形で説明をしていけますか。

○志田河川開発課長 地元の方々の理解を得ないと河川改修に対しても次に進まないというのは当然だと思っております。やはり地元の方々の理解を得るべく、さらに説明を重ねていくしかないというふうに思っております。

あと図面をつくってというお話もございました。地元に対しましては、ダム事業をやめて終わりということでは決してなくて、やはり河川改修でしっかり治水対策をやるのだということで河川改修のあるべき絵というものも示して説明会に臨んでいるところでございます。

○佐々木茂光委員 いずれ地元の方々の理解がなければこの事業は進めないという感じでよろしいのですか。

○志田河川開発課長 やはり何事も地元の御理解というのが大前提にあらうかと思えます。地元の理解を得るべく最大限の努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○佐々木茂光委員 40年間この事業に取り組んできたというのも、費用対効果というものを数値にはじき出したほうがいいのではないですか。まさに皆さんの現実的に、それは現実的ではないかもしれませんが、この40年間の取り組みというものがどれだけの取り組みであったかというのを逆に数値にはじき出したほうが私は費用対効果というものをより説得力のある数値として示せるのではないかなというふうに思います。逆にそれははかり知れない尺度にならうかと思えますけれども、今こういうときに及んで、今になってまた費用対効果という話は、私は、これは命に、まさにかえられる数値に挙げられない事業ではないかなというふうに捉えるのですが、その辺佐藤県土整備部長はどのように考えておられますか。

○佐藤県土整備部長 津付ダム建設事業でありますけれども、今、佐々木委員御指摘のように40年近く地域の方々、あるいは地権者の方の先祖伝来の土地を離れて移っていただくというような御協力をいただきながら進めてきております。そういう地域の方々にとりまして、数値的な合理性でダムから河川改修に変えるということについて、ああ、なるほどというふうにすんなり御理解いただけるようなことではないというふうに私も思っております。

ただ、一方で、先ほど志田河川開発課長が申しましたように、現在の気仙川を見たときに最も合理的な治水対策は何かと考えたときに、どうしても河川改修のほうが有利になる。費用対効果のお話があつて、命を軽んずるのではないかなというふうなお話がありましたけれども、基本的に30分の1で守る、あるいは70分の1で守るということについては同じだというふうに思っています。河川改修、ダムをやめることによって、住田町の安全性が劣る、そういうふうなことにはならないように我々は一生懸命やっていく、手法はダムで

なくて河川改修にならざるを得ないというふうなことでいろいろ御説明申し上げてきているわけですが、そこについては本当に単なる合理性、そういうことでは割り切れないというようなことについては、我々はしっかりこれから地元の方々に対する御説明あるいは理解をいただく取り組みの中で、その思いをしっかりと持ちながら、やはり治水対策は急がなければなりませんので、できるだけ早く御理解いただいて、新たな治水対策ができるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○佐々木茂光委員 過去に陸前高田市の地名を言って皆さんがわかるかどうかは別にしても、陸前高田市は、当初 30 センチメートルぐらいの冠水があるということでした。それだったら、当時私らもちょっとそれに加わっていたところがあって、河川堤防の道路を 30 センチメートル上げたら、陸前高田市は水は越えないのではないかなというような話があったのです。そのときは、当然ダムありきの話であったかと思うのですが、あれからだっぴ一向に河川改修というもの、それぞれ壊れたところについては災害の復旧なり何かで手をかけてきたと思うのですが、それらに対する取り組みもない中で、ここまで来てしまっているということに問題があると思うのです。住民の方に本当に理解してもらうためには、これまでの取り組みというものも評価してもらうためには、何ら手をかけることなく来て、ここで来てやめますよという話はないということです。

もう一度言いますけれども、この 40 年の取り組みをしっかりとした評価となるような費用対効果というものにこれを換算し直して、しっかりと皆様にそれを示す必要があるかと思えます。それをやらなければ、当然地元の人たちの理解というのは得られないと思えますので、より説明がわかりやすくなるように丁寧に地元の説明をしていただきたいと思えます。以上です。

○工藤勝子委員 前の常任委員会で私もこの件について質問した経緯がありますので、若干私も説明を受けたわけですけれども、例えば大規模事業評価専門委員会というのはどういう仕事をするのですか、結局。大規模事業評価専門委員会は、住民の合意を得られないうちは結果を出さないという話をちょっと伺ったわけですけれども、そういうものなのでしょう。結局この評価委員会というのは県から示されたさまざまなダムをつくるといったときは大規模事業評価専門委員会はそれを了としたのだらうと思えます。今度いろいろ災害があつて変わったと、条件が変わつたと、だから今度はダムではなくて治水対策でやるといったときに、この大規模事業評価専門委員会というのは、さらにそれを県の提言を理解して、そしてまた結果を出すものだらうなと思っておりますけれども、まだ結果は出ていないといいますが、結果は住民が理解を示さないうちは、結果として出さないだらうというような説明がありましたので、ではこの大規模事業評価専門委員会というのは結局県の答申を受けて、自分たちが、さっき佐々木委員が話されたようなことも加味しながら、自分たちとして住民の合意を得ようが、得られまいが、評価委員会としての評価は出すのではないですか、違いますか。

○志田河川開発課長 評価委員会そのものにおきましては、県が評価した評価手法につい



て評価委員会でそれが妥当かどうかというのを評価するものでございます。それはそのとおりでございます。

ただ、やはり前段として住民の理解を得てくださいというお話も評価委員の中からは伺ってございます。究極的にはどういう形になるかというのは、評価委員会の評価の中での議論の中ということになるかとは思いますが、事務局といたしますか、我々としましてはある程度住民の理解を得た上で、再度その状況を評価委員会の方々に御説明して評価いただきたいというふうをお願いしているところでございます。

○**工藤勝子委員** それでは、多分幾ら議論をしても、私はすごく理解をいいように解釈するのはすけれども、結局は県がダムでやると言ったのを、今度は条件が変わったので、今度は河川改修のほうの治水対策でいくと言ったのを、地元から幾ら要望されようと、私たち議員が言おうと、ダムにするということは多分ないのだろうかと、私はそう思っています。これでまたダムでやるといったら、どうなるのかなと思ったけれども、ダムでつくってほしいという地元の要望が今でもあるわけですけれども、そうしたときに治水対策で結局 230 ミリの雨に対応できるような河川改修にするという話でありました。これで間に合うのですか、去年の雨を見てもわかるとおり、大体 500 ミリぐらいを想定した治水対策にしていけないと対応できないと思うのです。どうせやるのだったら、また予算をつけて河川改修するのではなくて、しっかりと少々的大雨が降ってもできると、大丈夫、洪水にならないというような、そういう対策でもってもうちょっとかさ上げをしたみたいなかの中で、しっかりとした治水対策をすべきではないかなと私は思うのです。そうすれば、地元の理解もある程度得られるのでしょけれども、今はどこでも 230 ミリぐらいの雨は降りますよ。ですから、こういうところの中途半端な治水対策ではなくて、もう一つしっかりとした治水対策をすべきではないですかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**志田河川開発課長** 今想定しております雨につきましては、去年 7 月に住田町、陸前高田市で大雨が降りました。その雨にも対応できる規模であるというふうな検証をしておりますので、近年といたしますか、アイオン台風を除く雨については、今の考えております河川改修で対応できるというふうに考えてございます。

なお、盛岡市近郊で御所ダムとか、あの辺で降りました今年の 8 月豪雨ですか、台風 18 号の雨につきましては、時間雨量 100 ミリというような強烈な雨ということでございますので、あのような御所ダムが満杯になるような雨が降った場合には、実際何ともならないというのは御指摘のとおりでございますが、昨年 7 月に住田町、陸前高田市で降りました雨につきましては対応できる規模というふうに思っております。

○**工藤勝子委員** 短時間で集中的に降って、結局はさばき切れなかった、繋なんかも多分そうだと思うのです。そういう形でありますけれども、去年の中では、私は少なかつたと思うのです、陸前高田市とか、住田町に降った雨というのは。そういう中において、もうちょっと住民に理解を得るために、今後どういう、今のままの説明でまた 20 年、30 年かけるのですか。ダムをつくることになったときに 40 年かかってきて、これを今度は治水対策に

変えるといったときに、多分ここ一、二年とか、理解が得られないのではないかなと思うのです。そうすると、ますます工事がおくれていく。そうすると、また集中的に雨が降るということだって考えられるわけです。だから、治水でやるといったらば、それは急がなければならない。急いで工事に入っていただきたいと私は思いますし、だけれども住民の合意を得られなければ、工事に入るわけにはいかないでしょうから、そういう中において、今後どういうふうな形の中で、これをもうちょっと具体的にいい成果を出すような住民説明をしていかなければならないと思うのですが、その辺のところはいかがですか。

○志田河川開発課長 繰り返しにはなりますが、これまで9月に説明会をやり、この間2月に2回やってきました。やはり地元といたしましては、これまでの考えや思いというものを拝聴したところでございます。しかしながら、やはり我々として今できるのは河川改修しかないというふうに判断しておるところでございますので、そういうところをよく説明するというふうなことで、説明会を重ねながら、地域の理解を得られるように努力していきたいと、このように思っております。

○五日市王委員 除雪に関してお伺いいたします。

今回岩泉、久慈では70センチメートル以上、県北地域も、二戸も七十数センチメートルでございましたし、全国的にもかなり最高を記録したところが多かったのですが、いずれ今回の除雪の体制、対応を含めた総括といたしますか、反省点、問題点、課題などがあつたらお聞かせをいただきたいと思えます。

○細川道路環境課総括課長 今回の大雪に対する今後の課題ということだと思います。今回の大雪は例えば岩泉の安家で平均大体40センチメートルぐらいのところ今回80センチメートルぐらい、積雪ですけれども、1日に40センチメートル近く降ったようなところがございます。それも短時間に、4時間とか、5時間、短期間に40センチメートルとか結構降ったような状況でございます。これは多分宮古から久慈、二戸、そういった地域においては当然そういう傾向であったのだろうと思います。どちらかというとな夏の大雨のような、その雪のようなケースだというふうに私個人的には思っております、どちらかという想定を越える災害に近いのかなと。

そういった中で、例えばどの地点でどれだけの雪が降っているか、今回は夜でもございましたし、降雪状況の把握、それから車などの流れ、立ち往生ですとか、トラックがとまっているとか、そういった情報の把握に少し手間取ったのではないかと。それから、岩泉町さんとか、田野畑村のほうに応援の除雪機械をしているわけですが、そういった場合のこちらからもどうでしょうかという状況把握はしていったのですが、岩泉町のほうでもすぐ県から応援が欲しいという判断に至るまで、そういったところのタイミングといたしますか、我々のアプローチの仕方も、そういった意味での市町村との連携の仕方、そういったものをもう少し工夫していく必要があるのかなと、今現時点ではそのように思っているところでございます。

○五日市王委員 今お話があつたことはきちんと連携をとって今後備えていただきました

いなというふうに思います。

それで、私も地元のお話で恐縮なのではございますが、いずれ荒瀬上田面線、県道です、あそこはやっぱり二戸市の中心の通りなのです。今回も70数センチメートル降りましたので、あそこは県立福岡高校あるいは福岡中学校、小学校、幼稚園とあの通りを利用する生徒だけでも恐らく千二、三百人ぐらいいるのです。こっちの長嶺地区の県道まで、二戸軽米線です、あれも狭いですよね。荒瀬上田面も中心部が一部大事業で広いのですが、それ以外は前に飲酒運転の事故があったりしたところもあって、道路の歩道なんかはポールが立っているだけで、改善が何もされていないところなのです。結局、あれが除雪するともう歩くところもないのです。いずれ今回もたしかJRの路線バスも来なかったのかな。そうすると子供たちは歩いて行きますよね。はっきり言って、歩くにしても、とても本当に危険地帯であり、命がけです。道路はそういうこともあるので、その辺の体制をもう少し市町村と協議をしながら整えていけないものなのかなという思いがありました。今までだと、3年前の震災のときも大雪があったのですが、あのときはたしか年末年始のあたりでしたよね。今回は、降った次の日の17日は月曜日ということで、混乱したのです。いずれ今までは結構除雪に関しての市民の反応は、県道はさすがに早いし、きっちりやってくれるというのがあったのです。市道はさっぱりだからというのがあったのですが、今回は県道はさっぱりだと、市道のほうはなかなか頑張ったみたいに何となく言われているところもあって、これはやっぱり県道のこけんにも関わる問題ですので、その辺の体制をもう少し地元と協議して、いろいろなことできると思います。一回降ると、一回よけますよね。そうすると皆さん次の日は歩道をつけたりなんかして、ところがやっぱりこの時期だと朝夕は、もうマイナス10度とか8度、9度の世界なので、固まってしまうのですよ。暖かいところだとすぐ解けてしまうかもしれませんが、固まってしまうと、もう3日目ぐらいからだとても人力だと対応できないのです。だから、そうなる前にもう少し集中的に業者をふやすなりして一回とってしまおうと、あとは比較的楽なのです。だから、その辺の体制をもう少し整えていただけないかなと思うのですが、見解をお伺いしたいと思います。

○細川道路環境課総括課長 今回の二戸管内の大雪は青森県境の国道340号ですとか国道395号、軽米とか、そういったところで結構いろいろな障害も発生しておりました。県としましては、そういうところの交通を確保するというのをまず最初に実施しました。その結果、街場の狭い商店街などがあるところの運搬、排雪がちょっと後になってしまった。それは本当に大変申しわけなく思っております。そういったところで、例えば業者さんのほうもオペレーターの方が24時間連続休まずやっただいて大変感謝をしているところであります。オペレーターの手配とか、それから今、五日市委員の御指摘のとおり、市役所との連携ですとか、今回の大雪についての検証を行いながら改善していく、特にそういった通学路のところは極力早く対応できるように検討してまいりたいというふうに思います。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は、退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

次に企業局関係の議案の審査を行います。

議案第 116 号平成 25 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 117 号平成 25 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○畠山次長兼経営総務室長 それでは、企業局関係の議案について御説明を申し上げます。

議案（その 4）の 68 ページをお開き願います。議案第 116 号平成 25 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。なお、金額の読み上げは省略させていただきますまして、主な事項について御説明申し上げます。

第 2 条は業務の予定量でございますが、第 1 項は年間販売目標電力量を平成 25 年 11 月までの販売電力量の実績を勘案して補正するものでございまして、平成 25 年 11 月末時点での平均出水率が 122.8%と高かったことなどから、当初年間販売電力量に対し 9,318 万 5,000 キロワットアワー増の 6 億 1,504 万 7,000 キロワットアワーとなる見込みでございます。

69 ページをお開き願います。第 2 項は主要建設事業の胆沢第三発電所建設事業費及び（仮称）北上大規模太陽光発電所建設事業費をそれぞれ減額するものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第 1 款電気事業収益の補正予定額の内訳でございますが、第 1 項の営業収益は目標電力量の増による電力料収入の増や共同運転管理分担額の減などによりまして整理するものでございます。

第 2 項の財務収益は、受取利息などを増額するものでございます。

第 3 項の附帯事業収益は稲庭高原風力発電所の電力料収入を減額するものであり、第 4 項の事業外収益は不用品売却収入などを増額するものでございます。

次に、支出の第 1 款電気事業費用の補正予定額の内訳でございますが、第 1 項の営業費用は修繕費や職員給与費などを整理するものであり、第 2 項の財務費用は平成 24 年度に購入した利付国債の購入金額の確定等に伴い、有価証券償却費を減額するものでございます。

第 3 項の附帯事業費用は、稲庭高原風力発電所の修繕費などを増額するものであり、第 4 項の事業外費用は消費税及び地方消費税納付予定額などを増額するものでございます。

第 6 項の特別損失は、有根沢地点における水力開発の中止に伴う建設準備勘定の償却費を計上するものでございます。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものでございます。

収入の第 1 款資本的収入の補正予定額の主な内訳でございますが、70 ページをお開き願

います。第1項の補助金は、胆沢第三発電所の建設費補助金の減額等により減額するものであり、第2項の負担金は共有施設工事負担金を減額するものでございます。

支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳でございますが、第1項の建設費は胆沢第三発電所建設に係る負担金等及び（仮称）北上大規模太陽光発電所の建設工事費を減額するものであり、第2項の改良費は各発電所設備に係る改良工事の減額などを整理するものでございます。

第3項の電源開発費は、工程見直し等による（仮称）高森高原風力発電所に係る調査費等の減額であり、第5項の投資は資金運用のため購入した利付国債の購入額確定により減額するものでございます。

第6項の繰出金は、一般会計への繰出金であり、対象事業費の確定により減額するものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費などについて、所要額の調整により減額するものであります。

以上で、電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

71 ページをお開き願います。議案第117号平成25年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量であります。年間総給水量及び1日平均給水量を契約水量の大幅な減などにより補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳でございますが、第1項の営業収益は給水収益及びろ過給水収益の減額などの整理をするものであり、第3項の事業外収益は不用品売却収入などを増額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の内訳であります。第1項の営業費用は、委託費や固定資産除却費の減額などの整理をするものであり、第2項の財務費用は企業債支払利息などを減額するものであります。

72 ページをお開き願います。第3項の事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額などを増額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。

収入の第1款、資本的収入の補正予定額の主な内訳であります。第1項の企業債は起債対象工事費の確定などに伴い発行額を減額するものであり、第2項の補助金は国の経済対策による補正予算に対応して第一北上中部工業用水道及び第二北上中部工業用水道強化事業費補助金を計上するものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳でございますが、第1項の改良費は国の工業用水道強化事業費補助金導入事業の計上等により整備するものであり、第2項の企業債償還金は特定被災地方公共団体補償金免除繰上償還に係る借換債の確定による減

額でございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費について所要額の調整により減額するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、資金変更計画、給与費明細書及び変更予定貸借対照表につきましては、予算に関する説明書の342ページから364ページに記載してございますが、説明は省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様は御苦労さまでございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。